



目 次	
告 示	ページ
○平成30年度自衛官候補生の募集期間等（危機管理・防災課）	1
公 告	
○毒物劇物取扱者試験の実施（医事業務課）	1
高知県教育委員会規則	
◎高知県教育委員会事務局職員被服貸与規則の一部を改正する規則	1
高知県教育長訓令	
◎教育機関等の長に対する事務委任規程の一部を改正する訓令	2
高知県選挙管理委員会告示	
◎告示（公職選挙法の規定による個人演説会等を開催できる施設）の一部改正（6・14掲示）	3
○政治団体の設立の届出	3
○政治団体の届出事項の異動の届出	4
○政治団体の解散の届出	4
○資金管理団体の指定の届出	4
落札公告	
○落札者等の公告（4件）（情報政策課）	4
正 誤	
◎正誤（平18・9・8付け 選挙管理委員会告示）	6

告 示

**高知県告示第519号**

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条及び第117条第1項並びに第118条の規定により、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の募集期間等を次のとおり告示する。

平成30年6月19日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 男子及び女子（平成30年8月及び9月採用予定）
  - (1) 募集期間  
随時（最終期限は、平成30年7月6日（金））
  - (2) 試験種目、試験期日及び試験会場

試験種目	試験期日	試験会場
筆記試験 口述試験 適性検査 身体検査	平成30年7月7日 (土)	香南市香我美町上分3390 高知駐屯地

- 2 問い合わせ先  
自衛隊高知地方協力本部  
電話番号088-822-6128  
ホームページアドレス <http://www.mod.go.jp/pco/kochi/>

公 告

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号の規定により、一般、農薬用品目及び特定品目毒物劇物取扱者試験を次のとおり行う。

平成30年6月19日

高知県知事 尾崎 正直

1 試験事項、日時及び場所並びに願書提出期間

試験事項	日時	場所	願書提出期間
1 筆記試験 (1) 毒物及び劇物に関する法規 (2) 基礎化学 (3) 毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法	平成30年8月30日（木）午後1時30分から午後3時まで	高知市丸ノ内二丁目1番10号 高知城ホール	平成30年7月9日（月）から同月20日（金）まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（午後零時から午後1時までを除く。）の間に受け付ける（郵送による場合は、平成
2 実地試験 毒物及び劇物の識別及び取扱方法（実地試験は、記述式の方法による。）	平成30年8月30日（木）午後3時30分から午後4時まで		

2 提出書類

- (1) 受験願書（県所定の様式によること。）
- (2) 戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書（発行の日から6月以内のものに限る。）。ただし、日本国籍を有しない者については、国籍が記載された住民票（発行の日から6月以内のものに限る。）
- (3) 写真（出願前6月以内に撮影した縦7センチメートル、横5センチメートルの大きさの上半身脱帽のもので、裏面に氏名を記載すること。）
- 3 受験手数料  
10,500円（高知県収入証紙を受験願書に貼り付けること。）
- 4 願書の提出先  
高知市丸ノ内一丁目2-20（郵便番号780-8570）  
高知県健康政策部医事業務課
- 5 その他  
詳細については、高知県健康政策部医事業務課（電話番号088-823-9682）に問い合わせること。  
なお、願書を郵送する場合は、必ず簡易書留によること。

教育委員会規則

高知県教育委員会事務局職員被服貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成30年6月19日

高知県教育長 伊藤 博明

**高知県教育委員会規則第7号**

**高知県教育委員会事務局職員被服貸与規則の一部を改正する規則**

高知県教育委員会事務局職員被服貸与規則（平成14年高知県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。  
題名を次のように改める。

**高知県教育委員会事務局及び教育機関職員被服貸与規則**

第1条中「高知県教育委員会事務局」を「高知県教育委員会事務局及び教育機関」に改める。

別表中

文化財課に勤務する職員で、文化財等の調査、保存及び修理等の業務に従事す	作業服（夏）	1	2
	作業服（冬）	1	2
	ゴム長靴	1	2

るもの	雨ガッパ	1	3
	防寒着	1	3
	作業靴	1	2

を「

文化財課に勤務する職員 で、文化財等の調査、保存 及び修理等の業務に従事す るもの	作業服（夏）	1	2
	作業服（冬）	1	2
	ゴム長靴	1	2
	雨ガッパ	1	3
	防寒着	1	3
	作業靴	1	2
県立図書館に勤務する職員	制服	2	4

に改める。

別記様式中「高知県教育委員会事務局職員被服貸与規則」を「高知県教育委員会事務局及び教育機関職員被服貸与規則」に改める。

**附 則**

この規則は、平成30年7月2日から施行する。

-----  
**教 育 長 訓 令**  
-----

**高知県教育長訓令第3号**

事 務 局  
各 事 務 所  
各 教 育 機 関

教育機関等の長に対する事務委任規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年6月19日

高知県教育長 伊藤 博明

**教育機関等の長に対する事務委任規程の一部を改正する訓令**

**第1条** 教育機関等の長に対する事務委任規程（昭和46年3月高知県教育長訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 第1項に定めるもののほか、県立図書館長に委任する事務は、被服の貸与及び管理に関することとする。

第3条中「前条第4項」を「前条第5項」に改める。

**第2条** 教育機関等の長に対する事務委任規程の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「被服の貸与及び管理に関すること」を「次に掲げるとおり」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 高知県立図書館の設置及び管理に関する条例（昭和25年高知県条例第68号。次号において「条例」という。）第2条ただし書の規定による臨時休館及び臨時開館に関すること。
- (2) 条例第3条第2項の規定による開館時間の変更に関すること。
- (3) 被服の貸与及び管理に関すること。

**附 則**

この訓令中第1条の規定は平成30年7月2日から、第2条の規定は同月24日から施行する。

-----  
**選挙管理委員会告示**  
 -----

**高知県選挙管理委員会告示第39号**

平成18年9月高知県選挙管理委員会告示第70号（公職選挙法の規定による個人演説会等を開催できる施設）の一部を次のように改正する。

平成30年6月14日（掲示済）

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

表中

「	〃	小筑紫保育園	宿毛市小筑紫町小筑紫502番地	〃
」	〃	小筑紫基幹集落センター	宿毛市小筑紫町小筑紫220番地1	〃

を

「	〃	小筑紫保育園	宿毛市小筑紫町田ノ浦937番地	平成30年6月14日
」	〃	小筑紫基幹集落センター	宿毛市小筑紫町小筑紫220番地1	平成18年9月8日

に、

「	〃	宿毛市田ノ浦体育館	宿毛市小筑紫町田ノ浦937番地	平成25年6月20日
」	〃	宿毛市栄喜体育館	宿毛市小筑紫町栄喜165番地	〃

を

「	〃	宿毛市栄喜体育館	宿毛市小筑紫町栄喜165番地	平成25年6月20日
---	---	----------	----------------	------------

に改める。

**高知県選挙管理委員会告示第40号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり公表する。

平成30年6月19日

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
久保田ひろし後援会	尾崎 文彦	石建 加世子	室戸市元甲1987	平30・5・1
山崎正恭後援会	山崎 正恭	山崎 美和	高知市浦戸563	平30・5・7
西田政雄後援会	岡本 直也	大久保 和宏	高知市瀬戸南町二丁目6-12	平30・5・11
山下ゆたか後援会	山下 裕	山下 博子	安芸市伊尾木150-1	平30・5・11
千光士いせお後援会	今本 和子	千光士 千恵	安芸市井ノ口甲1188	平30・5・17
吉村政朗後援会	吉村 政朗	吉村 千登勢	土佐清水市中浜256番地	平30・5・25
土佐の未来をつくる会	西岡 寿彦	吉田 光弘	高知市本町四丁目1-32	平30・5・29
小谷のりとも後援会	岡崎 広喜	小谷 力	安芸市矢ノ丸一丁目3-14	平30・5・30

## 高知県選挙管理委員会告示第41号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり公表する。

平成30年6月19日

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜  
政党（国会議員関係政治団体とみなされる政党以外の政党）

区分	名称 (代表者の氏名)	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	異動年月日
旧	公明党幡多総支部 (野々下 昌文)	異動なし	勝瀬 泰彦	異動なし	平30・4・26
新			久米 里志		
旧	自由民主党大月町支部 (山本 恒和)	坂本 駿一	異動なし	幡多郡大月町清王139	平30・5・11
新		山本 恒和			
旧	自由民主党高知県支部連合会 (中谷 元)	福井 照	桑名 龍吾	異動なし	平30・5・20
新			中谷 元		

その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

区分	名称 (代表者の氏名)	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	異動年月日
旧	川島のりひこ後援会 (門田 都巳)	川島 健二	近藤 長憲	異動なし	平30・5・11
新			門田 都巳		

旧	日本精神科病院 高知県政治連盟 (須藤 康彦)	異動なし	竹島 久雄	異動なし	平30・5・10
新					
旧	しみずを愛する会 (岡本 詠)	異動なし	異動なし	土佐清水市天神町3-15	平30・5・24
新				土佐清水市浦尻448-1	
旧	山本芳男後援会 (坂本 節)	小松 青喜	異動なし	異動なし	平30・3・26
新					
旧	福島明後援会 (西川 栄一)	異動なし	異動なし	高知市瀬戸東町一丁目21番地10	平30・5・27
新				高知市上町一丁目10番48号	

## 高知県選挙管理委員会告示第42号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同法第3項の規定により次のとおり公表する。

平成30年6月19日

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜  
政党の支部

名称	代表者の氏名	解散年月日
希望の党高知県衆議院第1選挙区支部	大石 宗	平30・5・1

その他の政治団体

名称	代表者の氏名	解散年月日
----	--------	-------

吉村政朗後援会	吉村 政朗	平11・4・30
---------	-------	----------

## 高知県選挙管理委員会告示第43号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定による資金管理団体の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により次のとおり公表する。

平成30年6月19日

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜  
資金管理団体

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
山崎 正恭	高知県議会議員	山崎正恭後援会	高知市浦戸563	平30・5・3

## 落 札 公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成30年6月19日

高知県知事 尾崎 正直

- 落札に係る特定役務の名称及び数量  
平成30年度共通基盤機器使用 一式
- 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地  
高知県総務部情報政策課 高知市本町四丁目1番16号 高知電気ビル別館
- 落札者を決定した日  
平成30年5月24日
- 落札者の氏名及び住所  
株式会社高知電子計算センター 高知市本町四丁目1番16号
- 落札金額  
月額 1,204,200円
- 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 政令第6条の公告をした日  
平成30年4月6日

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成30年6月19日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
高知県情報セキュリティクラウド運用委託業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地  
高知県総務部情報政策課 高知市本町四丁目1番16号 高知電気ビル別館
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成30年3月29日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社高知電子計算センター 高知市本町四丁目1番16号
- 5 随意契約に係る契約金額  
55,782,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由  
政令第11条第1項第1号に該当するため

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成30年6月19日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
給与システム運用保守委託業務外7業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地  
高知県総務部情報政策課 高知市本町四丁目1番16号 高知電気ビル別館
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成30年3月30日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社高知電子計算センター 高知市本町四丁目1番16号
- 5 随意契約に係る契約金額  
79,596,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

- 7 随意契約によることとした理由  
政令第11条第1項第1号に該当するため

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成30年6月19日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
平成30年度県庁ネットワーク運用保守委託業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地  
高知県総務部情報政策課 高知市本町四丁目1番16号 高知電気ビル別館
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成30年3月30日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社高知電子計算センター 高知市本町四丁目1番16号
- 5 随意契約に係る契約金額  
95,904,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由  
政令第11条第1項第1号に該当するため

-----  
正 誤  
-----

公報日付	公報番号	種類	ページ	欄 (行)	正	誤				
平18・9・8	8877	◎選挙管理委員会告示	19	右 (24～28)	宿毛市山奈町山田896番地 16	〃	宿毛市山奈町山田934の1	〃		
					宿毛市平田町黒川4492番地 7	〃	宿毛市平田町黒川4504の4	〃		
				-----						
				右 (31～34)	宿毛市沖の島町母島1003番地	〃	宿毛市沖の島町母島1003・ 1004合番地	〃		
					-----					
				右 (40～45)	宿毛市平田町戸内3357番地 2	〃	宿毛市平田町戸内3357	〃		
宿毛市橋上町橋上1020番地	〃	宿毛市橋上町橋上1282-1	〃							
-----										